

アメリカ合衆国の幼児特殊教育領域における 「推奨する実践」の成立と位置づけに関する検討

水内 豊和¹・七木田 敦²

Issues on the effect of "DEC Recommended Practices" for early childhood special education in the United States

Toyokazu Mizuuchi¹ and Atsushi Nanakida²

This article introduces and examines a document that presents Recommended Practices that the Council for Exceptional Children's Division for Early Childhood (DEC) recommends for early intervention and early childhood special education (EI/ECSE) programs for infants and young children with special needs and their families in the United States. "DEC Recommended Practices" (DEC, 1993a) is based on a lot of indicators selected research-based or value-based, family-centered, compatible with a multicultural perspective, involving members of various disciplines, developmentally and chronologically age appropriate, and normalized. It is designed to provide guidance on effective practices that are related to better outcomes for young children with disabilities, their families, and the personnel who serve them. The concerning part about guideline for "general curriculum and intervention strategies" in DEC Recommended Practices is composed of thirty-one indicators, within the following four subsets: (1) the broad outcomes that should occur from using appropriate curriculum and instructional strategies; (2) the issues teams should consider in developing and making selections about which strategies to use; (3) the issues teams should consider in making adjustments to the curricular strategies that are used; and (4) the types of strategies that are effective and should be a part of every early childhood educator's repertoire. Thirty-one recommended practices for curriculum and intervention strategies are listed, and applying for the context of inclusive early childhood education are considered.

Key Words: DEC Recommended Practices, early childhood special education, inclusion, general curriculum and early intervention strategies

I. はじめに

近年、障害児と健常児とを一緒の環境で保育する統合保育は、その実施する幼稚園・保育所、ならびにそこで保育を受ける障害児の数ともに、量的拡充はめざましく、そのこと自体はもはやめずらしいことではなくなってきている。ところが、実際には、障害児を現前にしてその対応に困る保育者が見受けられるとする報告も少なくない。その裏にはさまざまな原因が推

定されるが、ひとつには、これまでの施設などでの分離保育や個別的介入から得られてきた研究成果の蓄積により、障害の種類や程度に応じた「障害児の保育」方法こそ提供されてはきたが、園山(1996)が指摘するように、「統合保育」の方法論が確立されていないことに原因があると予想される。

たとえば、わが国では、幼児期の保育・教育の方針をまとめたものとして、文部科学省の幼稚園教育要領、厚生労働省の保育所保育指針がそれぞれほぼ10年ごとに改定されながら示されているが、その中で障害児に関する記述は表1に示すとおり、それぞれの中に

1 広島大学大学院教育学研究科博士課程後期
2 教育学研究科附属幼年教育研究施設助教授

表1 幼稚園教育要領ならびに保育所保育指針にみられる障害幼児に関する記述

幼稚園教育要領 (平成 10 年)	「障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること。」 (第 3 章 指導計画作成上の留意事項 2 特に留意する事項 (2))
保育所保育指針 (平成 11 年)	「障害のある子どもに対する保育については、一人一人の子どもの発達や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけて、適切な環境の下で他の子どもとの生活を通して、両者が共に健全な発達が図られるように努めること。この際、保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては指導計画にとらわれず、柔軟に保育することや職員の連携体制の中で個別の関わりが十分とれるようにすること。また、家庭との連携を密にし、親の思いを受け止め、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切に対応すること。」 (第 11 章 保育の計画作成上の留意事項 9 障害のある子どもの保育)

表2 アメリカ合衆国における障害児・者を取り巻く状況の推移

時期区分	障害児・者を取り巻く状況
第Ⅰ期 1950 年以前 忘却と隠蔽 (forget and hide)	障害者は自分たちの家あるいは「人間倉庫 (warehoused)」に隠されるか、主体性を奪う施設に収容されていた。
第Ⅱ期 1950 年代～1960 年代 遮蔽と分離 (screen and segregate)	この時期に起きた施設開放運動は、発達の遅れのある子どもの福祉を体系的に促進しようとする試みにつながる。そしてこの時期、分離された特殊教育プログラムが確立された。
第Ⅲ期 1970 年代～1980 年代 判別と補助 (identify and help)	幼児特殊教育プログラムは、「もっとも制約の少ない環境における自由で適切な教育」(P. L. 94-142 及び 99-457) という政府の要求による画期的な法制定により促進され、急激に拡大した。
第Ⅳ期 1990 年代～現在 包括と支援 (include and support)	発達の遅れのある幼児とその家族の支援がより整備されたインクルージョンへと移行している。

Brown, W. H. (1997) Inclusion: A time to include and support young children. *Dimensions of Early Childhood*, 25 (3), 3-5. を基に著者作成。

わずかにあるのみで、その対応の手立てに関する具体的な記述はほとんどみられない。幼稚園・保育所において実際に保育に当たる保育者は、子どもの個別目標をどこに置き、統合保育という状況の中でどのように配慮すればいいのかということ、ここからは読み取るのは難しい。しかし、もしその結果として、先に述べたような保育者が障害児への対応に苦慮するという事態が生じているとすれば、これら保育所保育指針や幼稚園教育要領に代わる、あるいは補完するようなガイドラインについて検討する必要があるかもしれない。

このような状況を踏まえ、国外に目を向けると、アメリカ合衆国では、障害児を包括するすべての特別なニーズのある子どもに対し、個々に適切な教育とその関連サービスが提供されている。そして、特に統合保育を行っていく上で、近年その方法論に関する研究結果や、それを基に保育方法の枠組みを提示するガイドラインも多数報告されている。ガイドラインについていえば、たとえば提示元である母体が国なのか運動団体なのかという違いや、ガイドラインが法的拘束力を持つものかそれとも努力目標なのかという違いもあるため、これらのガイドラインは、一概にわが国の幼稚園教育要領や保育所保育指針と同一視できるものではない。しかし、その内容について検討することは、わが国の統合保育のあり方を考える上での基礎資料として、有効ではないかと考えられる。

そこで本論では、その中でも特に、アメリカ合衆国

の障害児に関する専門職団体である、米国特殊児童協会幼児部会 (Council of Exceptional Children, Division for Early Childhood: 以下 DEC とする) の提唱する、障害児の介入のためのガイドラインである「推奨する実践 (Recommended Practices)」(DEC, 1993a) に着目し、アメリカ合衆国の統合保育の状況に照らしてその意義と定位について検討することを目的とする。

II. アメリカ合衆国における統合保育の展開

障害児に対する社会的処遇ならびに社会の態度は、1950 年代より明らかに変わってきている。Brown (1997) は、障害児を取り巻くこのような変遷を、表 2 に示すような四期に分類している。こうした障害児を取り巻く社会的背景の変化に伴い、障害児のケアサービスの形態や措置 (placement) については、一方で障害の種類や程度によっては個別的な教授訓練による対応 (didactic approach) が必要との認識を残すものの、現在ではインクルージョン (inclusion) とよばれる理念に基づく統合保育が主流になってきている。

Brown (1997) によれば、このインクルージョンが進展してきた過程には、法制的整備、効果に関する科学的な実証、そして DEC のような専門職組織の政策支援と活動があげられるという。

1. 法制的整備とインクルージョン

障害児・者を取り巻く法制的整備は、表 3 に示すように、1960 年代より徐々に進んできた。とりわけ、

表3 アメリカ合衆国の障害児関連立法の変遷

PL 89-19(1965)	ヘッドスタート 低所得者・家庭の児童の保護—社会的に不利な状況にある児童の教育に関する全米諮問委員会が、ジョンソン大統領の提唱する貧困政策の一環として成立
PL 89-750(1966)	障害児の定義を明確化する 加えて全米連邦教育局に障害児訓練部を設置
PL 90-538(1968)	就学前教育、カリキュラム、早期介入プログラムの必要性を明記
PL 91-203(1970)	障害児教育法 (Education of the Handicapped Act) と命名する
PL 93-380(1974)	州に障害児の教育に関するあらゆる権限を委託する
PL 94-142(1975)	全障害児教育法 (Education for All Handicapped Children Act) (1) 無償で適切な公教育を約束すること (2) もっとも制約のない環境で教育されること (3) 対象を3歳から21歳 という3点からなる法律で、具体的には統合 (integration) と個別教育プログラム (Individual Educational Program: IEP) の実施が保障された
PL 99-457(1986)	Part H. 障害をもった乳児と家族に対する、全州的、包括的、調整のとれた複合専門的、機関間調整された早期介入サービス (0-2歳までの障害幼児にケア提供が可能となる)
PL 101-476(1991)	障害者教育法 (Individual with Disabilities Education Act: IDEA) 次の3点が明記された (1) handicapped という表現から disabilities というとらえ方になる (2) ケースマネジメントの重要性を強調 (3) 従来の IEP から家族を含めた IFSP (Individual Family Service Plan) を作成することで包括的なケアを実施する
PL 105-17(1997)	修正障害者教育法 Part H の条項を廃止し、PL 101-476 の Part C を改定した上での早期介入を再認証した。 (1) 「発達の遅れ (developmental delay)」という状態を指す用語の9歳まで使用認可 (2) 障害児の在籍するプリスクールでは移行計画策定のためのカンファレンス開催を要求

障害幼児に関しては、1986年に出された修正全障害児教育法 (P. L. 99-457) を基盤とし、各州では、発達の遅れのある乳幼児とその家族のための早期介入プログラムを確立してきたとされる (Smith & McKenna, 1994)。そして地方の教育局では、障害のある3～5歳の子どもに対して、自由で適切な教育を提供し始めているという (Thohanis, 1994)。加えて、政府ならびに州の法律は、「もっとも制約の少ない環境 (Least Restrictive Environment: LRE)」という概念を拠り所に、教育ならびに関連するサービスを要求するものとなっており、それを推奨する実践理念としてインクルージョンを認める方向にある。

2. 効果に関する科学研究とインクルージョン

これまで、統合保育に関する多くの研究が報告されている。そこでは、質の高い統合保育プログラムを受けている障害幼児は、個別的な (非統合型で健常児とは分離の) 訓練プログラムを受けている障害幼児と同等に、あるいはそれ以上に、認知、言語、社会性、運動スキルといった重要な諸能力を伸ばしていることが報告されている (Buysee & Bailey, 1993; Lamory & Bricker, 1993; Odom & McEvoy, 1988)。また、統合保育プログラムを受けることで、健常児にとってなんらかの弊害があるとする報告はほとんど見当たらない。Brown, Horn, Heiser, & Odom (1996) は、統合保育プログラムと個別的な特殊教育プログラムに関する研究結果を比較検討し、以下のようにまとめている。

・統合保育と分離保育の両方のプログラムのどちらで

も、発達の遅れのある子どもは、さまざまな活動に積極的に取り組むことができ、またそのためのサポートも同程度に受けることが保証されている。

- ・どちらのプログラムにおいても、発達の遅れのある子どもは、個々の目標への到達度ならびにアセスメントの結果から、発達を促進することに差異はないことが示されている。
- ・統合保育プログラムでは分離保育と比べて、障害児と健常児との相互作用がより積極的にみられる。
- ・統合保育のプログラムで提供されるサービスの満足度について教師と親の両者に関して行ったインタビューでは、双方から満足であるとの回答を得ている。
- ・プログラムにかかる費用にはほとんど差異がない。

3. DEC の活動とインクルージョン

DEC は、1973年に米国特殊児童協会の下に設立された、誕生から8歳までの特別なニーズのある子どもとその家族をサポートし、またそのための活動を行う専門家団体である。特に、障害のある幼児とその家族に関する多くの立場表明文 (position paper) を発表しているが、その中で、インクルージョンに関しては、以下のように積極的肯定的姿勢を示している。

「インクルージョンとは、すべての子どもが異なった能力にかかわらず、生活するコミュニティ内の自然な状況 (natural setting) の中に積極的に参加するための権利をサポートするものである。自然な状況とは、障害のある子どもとない子どもが一緒に時を過ごす状態のことである。これらの設定には、家庭に限定され

るのではなく、プリスクール、ナーサリースクール、ヘッドスタートプログラム、幼稚園、近隣の学校のクラス、チャイルドケア、教会、レクリエーション施設（コミュニティ内の遊び場やコミュニティのイベントなど）、そしてすべての子どもとその家族が楽しめるようなそのほかの状況をも含む（DEC, 1993b）¹⁾。」

III. アメリカ合衆国における障害児の保育の考え方

このようにアメリカ合衆国では、インクルージョン思潮の浸透に伴い、それに基づく統合保育が積極的に推進されているが、実際の障害児保育の原理はいかなるものであろうか。

一般にアメリカ合衆国の障害児教育・保育を考えるときに、個別教育プログラム（Individualized Education Program: 以下 IEP とする）²⁾ はその特徴を説明するものとしてよく引用される。IEP とは、個々の子どものニーズに応じたサービスを提供することを目的に一人一人に作成されるものであり、(1) 個人の特徴の理解（障害の理解）、(2) 発達・教科ベースとは違う生活体として生きていく個人の生活を基盤にしたカリキュラム領域の設定（生活ベースのカリキュラム）、(3) 具体的な指導目標の決定、(4) 個人の能力に立脚した指導手続きという大きな枠組みをもつ内容から構成されるものであり、これは幼児期でも同じである。

従来の早期介入のカリキュラムは、当然子どもたちがこれからの社会で必要となる適切な行動の獲得と前教科的な内容の伝授で網羅されていた。したがって、これまでの教科学習や諸側面の発達の促進を指導を主目的にすえた介入の多くは、いわば個々の子どもの自然な日常生活とかけ離れた環境下での能力の習得に終始していたといっても過言ではない。こうした、従来のような特定の環境の中で、指導者と障害児の一对一の関係で生まれてくるものには限界があるのではな

いかという反省は、1970年代ごろよりみられるようになってきた。そのひとつに自然な状態（natural setting）での生態学的妥当性（ecological validity）の吟味について言及がある。

生態学的妥当性とは、指導の対象となる障害児が、将来も見すえた生活の中において、はたしてその指導内容が妥当なものかどうかということである。近年、障害児の指導方法やそれを包括するプログラムについてもこの生態学的妥当性の検討という視点が重要視されるようになり（Peck, Odom & Bricker, 1993）、指導法略についても、従来の教授訓練的指導に偏ったものばかりではなく、さまざまなバリエーションの中で適宜選択して用いられるようになってきた（図 1）。

たとえば、個人の生態学的妥当性を考慮した IEP は、当然、子どもの生活をベースとして組み立てられる。その際、ライフコースの視点から、一人一人違うライフスタイルを考慮すると、現在及び将来の生活の中で必要なスキルを獲得・使用すること、また援助者を見つけていくということが必要であると推測される。そこから演繹されるカリキュラムの領域は、生活の維持、仕事、ならびに生きがい、の3つが重要な柱となるだろう。そして、そのような活動を構成する要素として、基礎となる教科学習やコミュニケーションが存在するという考え方である。

したがって幼児期においても、現在及び将来の個人の豊かな生活を実現するために指導が必要であるとすれば、その指導の目的には、「生活に根ざした活動を実行できること＝個人の豊かな生活」という図式、「生活に根ざした活動を実行するとき適切な援助が受けられるようにすること＝個人の豊かな生活」という相反した図式が存在する。これはどちらか一方が正論というものではなく、個人の能力と個人を取り巻くサポート体制によって選択できるバリエーションがある

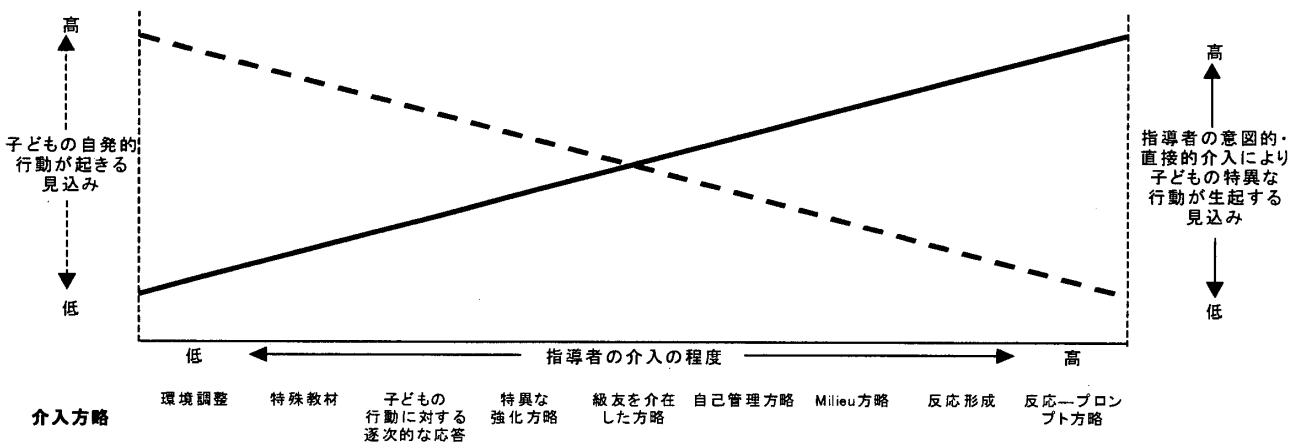


図1 介入方略の選択肢と、指導者の介入及び子どもの自発性との関係

Wolery, M. (1994) Instructional strategies for teaching young children with special needs. In M. Wolery & J. S. Willbers. (Eds.) *Including children with special needs in early childhood program. National Association for the Education of Young Children*, 141-150. より著者訳。

表4 基本カリキュラムと介入方略に関するガイドライン

カリキュラムと介入方略は、(a)乳児／幼児の個々の能力やニーズ、家族の選択、そして文化的文脈、(b)包括的なアセスメント・プロセスから得られる情報、(c)プログラムの考え方、から導き出され、またそれに基づくものである。

a. カリキュラムならびに介入方略とは、以下のような結果をもたらすものである。

カリキュラムならびに介入方略は、

- GC 1 乳児／幼児、家族、またはその関係者にとって有害なものではない。
- GC 2 物、人、そして事象を介して、乳児／幼児の取り組み (engagement) を活発にする。
- GC 3 乳児／幼児が〔発達の〕領域全域において、自発性、自立性、そして自主性が増進する。
- GC 4 多様で、そして制限の少ない環境に、機能する／参加する能力が増進する。
- GC 5 向社会的行動、スキル、そして相互作用パターンについて、年齢にふさわしいパフォーマンスを自分で遂行することができる (プロンプトなしでできる)。
- GC 6 自分で遂行することができない場合は、支援されて、あるいは部分的に、ルーチン／活動に参加する。
- GC 7 〔発達の〕領域全域において、重要な価値、行動、スキル、そして相互作用パターンを獲得する (初期学習する)。
- GC 8 関連した文脈の全域において、重要な行動、スキル、そして相互作用のパターンを般化、適応、応用、そして利用できる。
- GC 9 重要な目標 (行動、スキル、相互作用のパターン) を効率的に学習する (もっともすばやく獲得する)。

b. カリキュラムと介入方略は、以下のような方法で、作成され、選択され、そして実施される。

カリキュラムならびに介入方略は、

- GC10 家族の価値 (value) と参加とを、支援し、そして促進する。
- GC11 乳児／幼児の興味、好み、動機、相互作用の様式、発達の状態、学習に関する履歴、文化的な変数、そして参加のレベルに対応している。
- GC12 異なる専門領域からの情報と方略とを統合する。
- GC13 すべての関連する環境の中で、学習活動を構成する。
- GC14 子どもの主体的な活動と大人の指導的な活動との間で活動のバランスをとる。
- GC15 クラスのルーチン活動の中で、さまざまな領域からのスキルを統合する (例: 活動に準拠して activity-based)。
- GC16 行動、スキル、そして相互作用のパターンのような重要な目標の、獲得 (初期学習)、流暢さ (熟達)、維持 (保持)、そして般化 (応用、利用) を促進する。
- GC17 〔種々の方略を用いても〕個々の乳児／幼児の学習が同じ効果が得られるならば、そのうち、もっとも自然で、標準的で、そして／またはあまり干渉的でないもの〔を実施する〕。
- GC18 〔種々の方略を用いても〕個々の乳児／幼児の学習が同じ効果が得られるならば、そのうち、もっとも単純なもの〔を実施する〕。

c. カリキュラムと介入方略は、以下のような必要性と、適時的な方法に基づき、修正され、そして調整される。

カリキュラムならびに介入方略は、

- GC19 個々の乳児／幼児、およびその家族のニーズの変化に対応すること。
- GC20 観察されそして記述された乳児／幼児のパフォーマンスに基づいていること。
- GC21 家族により表明された、関心、意見、ニーズに対応すること。

d. 効果的なカリキュラムと介入方略には、以下のようなものがある。

カリキュラムならびに介入方略として、

- GC22 複数の目的を有した、順応性のある、変化のある、そして機能的なスキルを反映した教材を用いる。
- GC23 大人と子どもとの間の短時間の相互作用である、環境を通じた方略 (milieu strategies) を用いる。例: incidental teaching, mand-model procedure, modeling, naturalistic time delay
- GC24 級友介入方略 (peer-mediated strategies) を用いる。例: social interaction training, peer initiation training, peer modeling, peer prompting, reinforcement
- GC25 乳児／幼児の遊びや他の行動を大人が模倣する。
- GC26 モデルを提供する、子どもの発声を言い直す、選択肢を提示する、そして大人による自由形式の質問をする、など、乳児／幼児の行動に寄り添った対応 (elaboration) をする。
- GC27 学習機会の提供、大人による援助、望ましいパフォーマンスの強化、そしてプロンプトの段階的な消去といった、プロンプト方略を用いる。例: constant and progressive time delay, system of least prompts, simultaneous prompting, most to least prompting, graduated guidance
- GC28 望ましいパフォーマンスのためのフィードバック、および制限的なフィードバックとともに子どもに提供される特異的な強化 (differential reinforcement) を用いる。例: planned ignoring
- GC29 連続的であり複雑なパフォーマンスを獲得するために、正の強化を提供する反応形成 (response shaping) を用いる。
- GC30 以下のような自己管理手続き (self-management procedures) を用いる。例: 適切な行動を判別する、自分自身のパフォーマンスを評価する、ことばによって彼らのパフォーマンスを指導する、彼らのパフォーマンスの評価に基づいて選択された強化をすることで子どもを指導する
- GC31 子どもがすることやしたことをことばで逐次説明し、正の強化を子どもに提供する応答の訓練 (correspondence training) を用いる。例: say-do strategy, do-say strategy

DEC Task Force on Recommended Practices (1993a) DEC Recommended Practices: Indicators of Quality in Programs for Infants and Young Children with Special Needs and Their Families. DEC, 58-60. より著者訳。なお、〔 〕内は著者による補足。

ことを示しており、そのことが、アメリカ合衆国の障害児の指導を豊かにしていると考えられる。

IV. 「推奨する実践」の成立と位置づけ

指導法に選択肢を持たせ、そのバリエーションの中から個々の障害児に適切な方略の選択を可能にしようとするアメリカ合衆国の障害児教育界全体の動向は、就学以降のみならず、幼稚園などの統合保育についても影響を与えている。そしてその影響の一つに、1990年代に入り、インクルージョンの概念は広く浸透し、

障害児と健常児が統合された環境で保育・教育を受ける機会が拡大してくるにつれ、その方法論の整備が課題とされるようになったことがあげられるという (Odom & Diamond, 1998)。Wolery, Werts, & Holcombe (1994) は、今後の統合保育に望まれる保育の方法に関して、「(従来の) 分離されたクラスにおいてなされてきたような査定されたニーズに対してプログラムを計画するのではなく、障害のある子どもが重要なスキルを獲得できるよう、クラスルームの活動やルーチンに (介入方略を) 適合させることに焦点が置かれる

(p. 8)」ことが必要であると述べている。

DEC は、このような実践現場からの要請にこたえるため、「推奨する実践」に関する専門委員会 (DEC Task Force on Recommended Practices) を立ち上げ、これまで障害幼児に用いられてきた多くの介入方略やアプローチを収集し、介入者や保育実践に携わる者が使いやすい形で整理したガイドラインを提示した。これが Recommended Practices (DEC, 1993a) であり、さらにその後の「Early Intervention / Early Childhood Special Education: Recommended Practices」(Odom & McLean, 1996) である³⁾。この 1996 年版「推奨する実践」は、どちらかという専門家に向けてこれまでの知見を提供するという性格であり、DEC はその後も「推奨する実践」に関して継続して検討し、2000 年には現場の介入者に向けたガイドラインを提示している (Sandall, McLean, & Smith, 2000)。

ところで、400 以上の実践の指針が示されているこの 1993 年版「推奨する実践」は、14 の章から構成される。これらは、そのテーマごとに、介入の基本的な前提、ニーズに応じた介入、その他のトピック、と 3 群に類別することができるだろう。それぞれに以下のような章から構成されている。

- ①介入の基本方略 (アセスメント/家族の参加/個別教育プログラム/サービス提供モデル/基本幼児カリキュラムと介入方略)
- ②ニーズに応じた介入 (認知スキル促進/コミュニケーションスキル促進/社会的スキル促進と情緒的発達/応用行動スキル促進/運動スキル促進)
- ③その他関連事項 (移行/実践に携わる者のコンピテンス/プログラム評価/優秀児のためのプログラム)

このうち、とりわけ、「基本幼児教育カリキュラムと介入方略 (general curriculum and intervention strategies)」は、通常の幼児教育環境において、特別なニーズのある子どもに対していかに配慮すべきかを記述したものである。ここでは、乳幼児保育・教育にかかわる非営利専門組織である全米幼児教育協会 (National Association for the Education of Young Children: NAEYC) が乳幼児の保育・教育実践への基本理解指導書として提示した「発達にふさわしい実践 (Developmentally Appropriate Practice: DAP)」 (Bredekamp, 1987; Bredekamp & Copple, 1997) の示す幼児教育ガイドラインに代表されるような、子どもの自発性・自主性を受容・促進し、自然な生活の文脈を尊重する幼児教育を基盤として介入を行うことを推奨している。加えて、特別なニーズのある幼児に対して、もっとも制約の少ない環境、ならびにもっとも自然な環境が保証されることを前提としている (Wolery &

Sainato, 1996)。たとえば、「サービス提供モデル」に関するガイドラインの SDM27 の項では、「臨床施設ベースのサービス (clinic-based service) に基づくプログラムが提供されるのは、それが〔子どもと家族にとって〕もっとも制約の少ない選択であると判断された場合においてのみである」(下線強調は原文のまま) というように、随所にその考え方が示されている。そして、先述したような、さまざまな介入方略の連続体から、子どもの実態、場所、時間などのニーズに応じた方略を選択し実施することを提唱するものである。

V. 基本幼児教育カリキュラムの概要

ここでは、ガイドラインの中でも、個々のニーズに応じた介入を考える上での前提となる、通常の保育環境において障害幼児を保育するための枠組みを述べた、「基本幼児教育カリキュラムと介入方略」に着目し、その概要を示す。

GC (General Curriculum) 1～31 までであるこのガイドラインは、その内容別に、介入の目的と意義、介入方略の作成・選択・実施の方法、介入方略の修正と調整、効果的な介入方略、の 4 部分から構成されている。本ガイドラインを表 4 に示した。

「介入の目的と意義の部分」(GC1～9) では、家族支援、環境との相互作用の保障、全体発達としての子どもの発達促進、社会的コンピテンスと向社会的行動、スキルの維持と般化、子どもの生活する文脈の中でのサポート、子どもの将来に生起する問題と二次的な障害の予防、それぞれの重要性が述べられている。これらは全障害児教育法ならびにその他の関連法規に基づき、介入の最終的な目標は障害幼児の生涯発達を見すえた自立であり、また知識やスキルがどのような環境においても用いることができる、つまり社会参加ができることの重要性について言及したものである。

「介入方略の計画・選択・実施の方法」(GC10～18) では、図 1 に示したような種々の介入方略からなる連続体の中から、子どものニーズに応じた適切な介入方略を選択し実行する上での留意点が述べられている。ここでは特に、インクルージョンの見地から、子どもの興味や主体性を最大限尊重し、より幼児の日常生活の文脈に近い形で自然な環境において介入することの重要性を指摘している。

「カリキュラムの修正と調整」(GC19～21) では、介入方略を用いる上で、適宜その方略を修正及び調整することの重要性と、そのためのガイドラインが述べられている。そこでは、個別家族サービス計画 (Individualized Family Service Plan: IFSP)⁴⁾ に代表されるような、子どものニーズだけでなくその家族の視

点を尊重すること、について明記されている。個々の子どもやその親のニーズは変化するものであり、実践に携わる者は、それを観察や調査から適宜把握し、適切で柔軟な指導體制の変更が求められるのである。

最後に、「効果的な介入方略」(GC22～31)では、種々の介入方略についての概要が示されている。ここで例として示された介入方略には、応用行動分析の手続きとして一般的なものも多く含まれている。行動主義やその手続きに関しては、アメリカ合衆国の内外を通じて批判も多くみられるものの、障害児の保育や教育にとって有効な手立てであるという見解も少なくない(Strain, McConnell, Carta, Fowler, Neisworth, & Wolery, 1992)。とりわけこれらの方略の使用に際しては、先述のように、あくまで自然な環境において、子どもの自発性に依拠しながら、選択的に用いること、そして、一般的な幼児教育のカリキュラムに即した形で実行されること、が望ましい。「推奨する実践」の編集に際して「基本幼児教育カリキュラムと介入方略」の章の編纂を担当した Wolery & Sainato (1996) は、介入を行う上で、「自然な環境」、「もっとも制約の少ない状況」、そして「発達にふさわしい実践」、という3つの要素が保障されているかを考慮する必要があると述べている。

VI. おわりに

アメリカ合衆国では、統合保育の是非についての議論はすでにおわり、さまざまなプログラムが提示されてきている。これまでの数多くの指導実践から得た知見を整理し、実践に携わる者に提供するという視点から、DECによって本ガイドラインは作成されたわけであるが、本論で取り上げた部分以外にも、その領域と内容は多岐に渡っている。本論では、その一部分、すなわち幼稚園など統合形態の保育が進められる状況において、障害児を受け入れ、保育をするに当たっての基本的事項について触れたわけであるが、実践に携わる者は、他の項目を含む「推奨する実践」すべてを参照することで、より個々のニーズに応じた介入のあり方について考えることが可能であろう。

ここでは最後に、わが国のガイドラインとの関連について若干触れておきたい。「推奨する実践」のガイドラインをつぶさにみると、これに基づき実践を行う上での目的や、方法、内容、望まれる結果といったものが、非常に単純かつ明確に提示されている。これは、幼児の日常的な生活世界を尊重した自然な環境において介入を行うという前提に見反するものであるかのようだが、単に How To を謳ったものではない。むしろ、個別教育プログラムを作成する上での配慮事項や、

介入を進める上での方法的枠組みを提示したものと捉えることが妥当であり、その点でわが国の幼稚園教育要領や保育所保育指針とは共通するのかもしれない。

ただし、DECの「推奨する実践」が、わが国のガイドラインと大きく異なるのは、これがはたして誰にとって「推奨する」実践なのかという点においてであろう。アメリカ合衆国では、障害児一人一人に個別教育プログラムの作成が義務付けられ、その作成過程に、研究者や言語療法士などの必要に応じた専門家と保育者、そして親の参加が法で義務付けられている。このような、わが国とは異なる障害児教育の状況を反映し、「推奨する実践」においても、保育者、親、専門家の三者が合意した項目によって作成されるという過程に基づいており(McLean & Odom, 1996)、当然それを活用する対象も、担当保育者だけではなく、その三者＝実践に携わるすべての者、である点には留意したい。

なお、先述したように、本論で取り上げた1993年版の「推奨する実践」は、その後2000年に全面的に改定されている。この2000年版の「推奨する実践」では、より理論と実践との間のギャップを埋めるといったコンセプトに基づいて作成されている。そして内容の構成も1993年版のそれとはかなり異なっており、よりインクルージョン思潮を反映した統合保育のためのガイドラインを提示しようとする趣旨を具現化したものであるとされる。この2000年版「推奨する実践」に関連して、DECは、アセスメントや保育者養成の具体的な指針に関する検討も進めている。こうした動向も踏まえつつ、1993年版に対する評価、2000年版への改定の背景、両者の内容の比較といったさらなる検討については、稿を改めて行う必要があるだろう。

註

- 1) この立場表明文の初版は1993年に採択され、1996年に再認証、そして2000年に改訂されている。またこの立場はNAEYCによっても支持されている。
- 2) 個別教育プログラム(IEP: Individualized Education Program)とは、全障害児教育法によって作成が義務付けられた、教育計画に関する文書である。3～21歳の特殊サービスを受ける資格があると認められた幼児・児童・生徒一人一人に見合った教育サービスの内容が盛り込まれる。
- 3) ガイドライン自体は、1993年にDECの立場表明の文書として示されている。1996年に出版された「推奨する実践(Recommended Practices)」は、それぞれのガイドラインについて、これまでの幼児特殊教育に関して蓄積された研究をレビューし、その知見に基づいて解説した専門書である。

- 4) 個別家族サービス計画 (IFSP: Individualized Family Service Plan) とは、IEP と同様、法律により定められた、サービス計画に関する文書である。0 ～ 3 歳の特殊サービスを受ける資格があると認められた乳幼児及びその家族それぞれに見合ったサービスの内容が盛り込まれる。

引用文献

- Bredenkamp, S. (1987) *Developmentally appropriate practice in early childhood programs serving children from birth through age 8*. National Association for the Education of Young Children.
- Bredenkamp, S. & Copple, C. (1997) *Developmentally appropriate practice in early childhood program*. National Association for the Education of Young Children.
- Brown, W. H. (1997) Inclusion: A time to include and support young children. *Dimensions of Early Childhood*, 25(3), 3-5.
- Brown, W. H., Hom, E. M., Heiser, J. G., & Odom, S. L. (1996) Project BLEND: An inclusive model of early intervention services. *Journal of Early Intervention*, 20(4), 364-375.
- Buysee, V. & Bailey, D. B. (1993) Behavioral and developmental outcomes in young children with disabilities in integrated and segregated settings: A review of comparative studies. *Journal of Special Education*, 26, 434-461.
- Division for Early Childhood (Task Force on Recommended Practices). (1993a) *DEC Recommended Practices: Indicators of quality in programs for infants and young children with special needs and their families*. DEC / CEC. (ERIC Document Reproduction Service, No. ED370253)
- Division for Early Childhood. (1993b; 1996; 2000) *Position on inclusion*. DEC / CEC.
- Lamory, S. & Bricker, D. (1993) Integrated programs: Effects on young children and their parents. In C. A. Peck, S. L. Odom, & D. D. Bricker (Eds.) *Integrating young children with disabilities into community-based programs: From research to implementation*. Brookes, 249-269.
- McLean, M. E. & Odom, S. L. (1996) Establishing recommended practices in early intervention / early childhood special education. In S. L. Odom, & M. E. McLean (Eds.) *Early intervention / early childhood special education: Recommended practices*. Pro-ed, 1-22.
- Odom, S. L. & Diamond, K. E. (1998) Inclusion of young children with special needs in early childhood education: The research base. *Early Childhood Research Quarterly*, 13(1), 3-25.
- Odom, S. L. & McEvoy, M. A. (1988) Integration of young children with handicaps and normally developing children. In S. L. Odom & M. Karnes (Eds.) *Early intervention for infants and children with handicaps: An empirical base*. Brookes, 241-268.
- Odom, S. L. & McLean, M. E. (1996) *Early intervention / early childhood special education: Recommended practices*. Pro-ed.
- Peck, C. A., Odom, S. L., & Bricker, D. D. (Eds.) (1993) *Integrating young children with disabilities into community programs*. Brookes.
- Sandall, S., McLean, M. E., & Smith, B. J. (Eds.) (2000) *DEC Recommended Practices in early intervention / early childhood special education*. Sopris West.
- Smith, B. J. & Mckenna, P. (1994) Early intervention public policy: Past, present, and future. In L. J. Johnson, R. J. Gallagher, M. J. Montagne, J. B. Jordan, J. J. Gallagher, P. L. Huntinger, & M. B. Karnes. (Eds.) *Meeting early intervention challenges: Issues form birth to three*. Brookes, 251-264.
- 園山繁樹 (1996) 統合保育の方法論—相互行動的アプローチ—. 相川書房.
- Strain, P. S., McConnell, S. R., Carta, J. J., Fowler, S. A., Neisworth, J. T., & Wolery, M. (1992) Behaviorism in early intervention. *Topics in Early Childhood Special Education*, 12(1), 121-141.
- Thohanis, P. L. (1994) Continuing positive changes through implementation of IDEA. In L. J. Johnson, R. J. Gallagher, M. J. Montagne, J. B. Jordan, J. J. Gallagher, P. L. Huntinger, & M. B. Karnes. (Eds.) *Meeting early intervention challenges: Issues form birth to three*. Brookes, 217-234.
- Wolery, M. (1994) Instructional strategies for teaching young children with special needs. In M. Wolery & J. S. Willbers. (Eds.) *Including children with special needs in early childhood program*. National Association for the Education of Young Children, 141-150.
- Wolery, M. & Sainato, D. M. (1996) General curriculum and intervention strategies. In S. L. Odom & M. E. McLean. (Eds.) *Early intervention / early childhood special education: Recommended practices*. Pro-ed, 125-158.
- Wolery, M., Werts, M. G., & Holcombe, A. (1994) Current practices with young children who have disabilities: Placement, assessment, and instruction issues. *Focus on Exceptional Children*, 26(6), 1-12.